

愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第25条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったため、同条例第26条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年2月2日

愛知県公安委員会委員長 柘 植 康 英

1 勧告に従わなかった法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

愛知県東部街商協同組合

愛知県豊橋市三ツ相町123番地の2

理事長 川合 誠

2 行為の内容

愛知県東部街商協同組合は、平成27年9月頃から令和元年10月頃までの間、暴力団の威力を利用することの対償として指定暴力団六代目山口組傘下組織組員が管理する暴力団事務所の賃料等計405万6,000円の利益の供与をしたことにより、令和2年3月19日に愛知県暴力団排除条例第25条の規定による勧告を受けた法人であるが、当該勧告に従わず、令和3年4月30日、同組合が行う事業に関し、暴力団の威力を利用することの対償として指定暴力団六代目山口組傘下組織組員に対して現金500万円の利益の供与をしたものである。

愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第25条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったため、同条例第26条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年2月2日

愛知県公安委員会委員長 柘 植 康 英

1 勧告に従わなかった者の氏名及び住所

薄葉 暢洋

愛知県豊橋市仁連木町152番地1

2 行為の内容

指定暴力団六代目山口組十一代目平井一家総裁薄葉暢洋は、令和元年5月6日、愛知県内の飲食店経営法人から暴力団が資金を獲得し、又は威力を示すなどの活動を行う誕生日会の場所の提供を受けたこと等により、令和2年3月6日に愛知県暴力団排除条例第25条の規定による勧告を受けた者であるが、当該勧告に従わず、令和3年4月30日、愛知県内の飲食業者等が加盟する組合から、その行う事業に関し、当該組合が暴力団の威力を利用することの対償として供与したことの情を知りながら、現金500万円の利益の供与を受けたものである。